

## 地方公務員の自律的労使関係制度に関する会議

- 北海道士別市長インタビュー記事 P 1
- 専門調査会小委員会・議事録抜粋 P 2  
〔岩手県一戸町長〕
- 協約締結権の付与に関するアンケート調査結果 P 2  
〔全国知事会、全国市長会〕
- 消防職員の団結権付与等に対する意向調査結果 P 3  
〔全国消防長会〕
- ILO結社の自由委員会への追加情報 P 4～P 6  
〔連合・連合官公部門連絡会〕

公務公共サービス労働組合協議会

# 地方主権の時代に 自律的労使関係 制度は有効

― 現行制度を見直すことに対しては、全国知事会や全国市長会など地方三団体から反対の意見が示されています。市長としては、総務省が「改革案」で示しているように、地方公務員に自律的労使関係制度を措置すること、すなわち協約締結権を付与することについて、どのようにお考えですか？

士別市長 北海道市長会、全国市長会の議論も含め、対応しなければならぬテーマだと思いますが、健全で信頼される労使関係を構築することは、使用者としての責務です。

各自治体では、財政状況に応じ、賃金の独自削減など、まさに今回の改革によって措置しようとしている自律的労使関係を先取りし対応してきています。

― また、自律的労使関係制度を措置することによって、どのような効果があるとお考えですか？

士別市長 地方主権の時代の到来です。

それぞれの自治体には、地域の特性、時代に即応した柔軟かつ自主・自律の地域(まち)創りということが求められているわけですが、自治体がそいった取り組みを進めるには自律的労使関係制度を措置していくことは有効だと考えています。

― 総務省の「改革案」では他の一般職地方公務員と同様に、消防職員にも協約締結権を付与することとされています。一部除いて多くの諸外国では消防職員にも団結権、団体交渉権などの権利が認められています。消防職員に団結権、協約締結権を付与することに關して、どのようにお考えですか？

士別市長 基本的な人権やILO勧告をはじめ、国際的状況も認識し、労働基本権について検討を進めるべきです。



北海道  
士別市長  
牧野勇司さん



○ 行政改革推進本部専門調査会小委員会（第1回：Bグループ）  
平成19年1月18日・町村長からのヒアリング  
一戸町長（岩手県）議事録抜粋

（稲葉一戸町長）次に労働基本権等の問題でございますけれども、私は簡単に考えておりました、労働基本権はむしろ早急に与えるべきものであらうと思います。というのは、与えても一時心配されたことでございますけれども、不当に発動されるというようなことは現実的でないというふうに考えますし、それは住民のチェックが厳しいというようなこともございますし、また、団体交渉等の在り方も今までは労使が密室でやっていたものをむしろ情報公開して、最大漏らさず知らせながらやると、これは合理的な交渉になるのではないかと。今まではそれを労使だけといいますか、住民から遠ざかった形でやっているから様々な問題が出てきているというようなことございまして、主権の在り方から考えると、むしろそうではなくて公開してやれることであらうと。かなり交渉の在り方も改善されるだらうと思っておるものでございます。かえって基本権を与えないといいますと、何か特殊な業務だといった錯覚が出てきていると。公務員の集団もそういうふうに思っちゃう。自分たちの仕事は何か特殊なんじゃないか。そのことが業務の改善とか、改革にもものすごくブレーキになってくるわけですので、ア・プリアリに特権的だと思いますと、それはすごくあるというふうに感じますので、むしろ与えた方がいい。そのかわり特権をなくするといいますか、不必要な特権はなくした方がいいだらうというふうに考えております。

○ 第6回労使関係制度検討委員会／平成21年3月11日公表

「公務員への協約締結権の付与に関するアンケート」調査結果

問2 協約締結権付与についての考え方

全国知事会

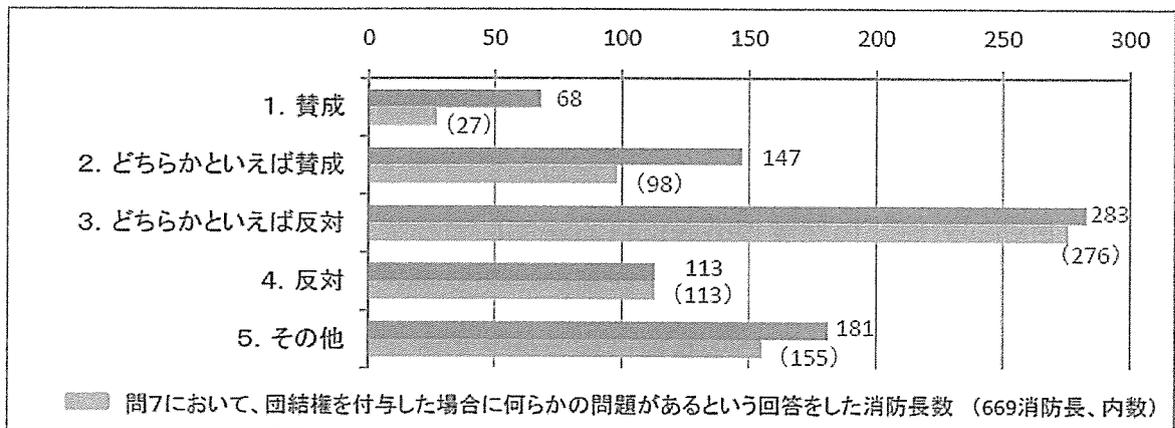
- ① 付与した方がいい。（4団体、ただし、条件付き賛成など必ずしも積極的な賛成ではない。）
- ② 付与しない方がいい。（10団体）
- ③ どちらともいえない。（32団体）

全国市長会

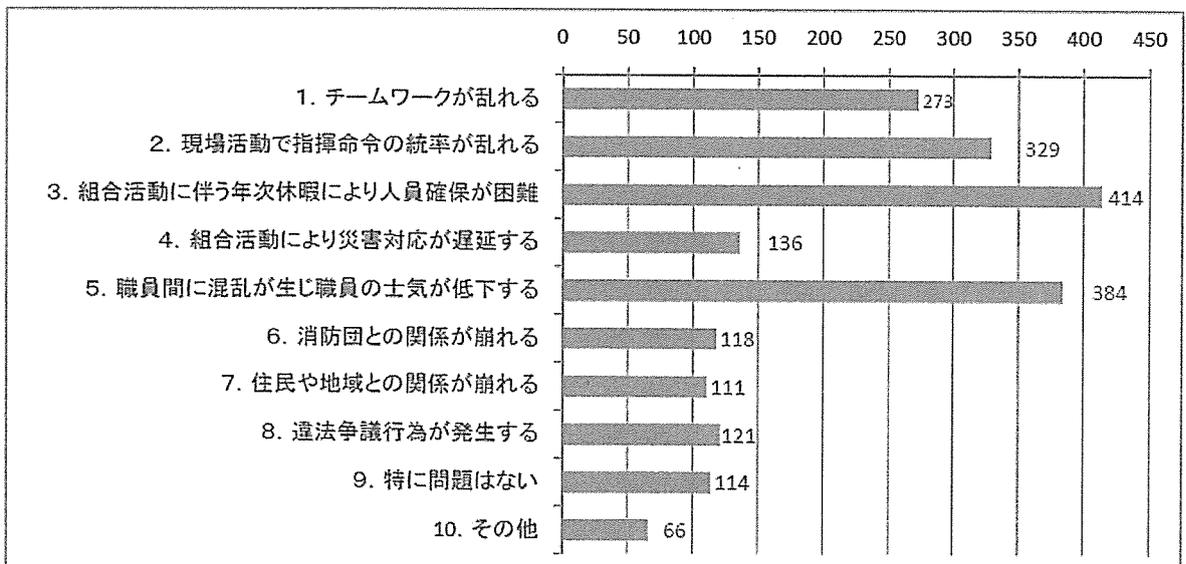
- ① 付与した方がいい 16市区長（19.3%）
- ② 付与しない方がいい 31市区長（37.3%）
- ③ どちらともいえない 36市区長（43.4%）

○ 消防職員の団結権付与等に対する意向調査結果（全国消防長会）  
 平成22年8月18日  
 第7回消防職員の団結権のあり方に関する検討会・提出資料抜粋

【問1】 団結権の付与に関する考え方を選択してください。（択一）



【問7】 団結権が付与された場合、貴消防本部において考えられる問題としてあてはまるものを選択してください。問1～問6の回答内容に関わらず必ず回答してください。（複数選択可）



## ILO結社の自由委員会第2177号案件に関する追加情報

2012年8月31日  
日本労働組合総連合会  
連合官公部門連絡会

連合は、第2177号案件に関して、以下のとおり追加情報を提出する。

### 1. 国家公務員の給与改定と臨時特例措置について

2011年5月23日、東日本大震災の復旧・復興の財源として充当するための国家公務員の給与削減について、政府を代表して交渉に臨んだ片山総務大臣（当時）は、以下の見解を明らかにした。

- ① 極めて異例の措置として、自律的労使関係制度を先取る形で交渉が行われ、給与引下げと自律的労使関係制度の導入に係る法案について、政府は同時に国会に提出、両法案とも今国会での成立に向けて全力を尽くす。自律的労使関係法案との同時決着については、2つの法案が泣き別れることのないよう全力をあげる。
- ② 人事院勧告制度は、本来労使交渉で給与額や勤務条件を決めるという原則が制約されていることに伴う代償措置であり、今回、本来の姿を先取りした形で交渉を行っており、そのことの意味は相当重いものである。したがって、政府は、今回、労使交渉により給与改定が行われた場合には、それを踏まえて対応する。

この交渉における公務員労働組合連絡会との合意を踏まえ、政府は、2011年6月3日に国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案を閣議決定・国会提出した。しかし、この法案は、第179臨時国会（2011年10月20日～12月9日）までの間において審議に付されることはなく、第180通常国会に継続されることとなった。

そして、民主、自民、公明の三党は、2012年2月17日、国家公務員給与の取扱いについて、以下の合意を行った。

- ① 2011年人事院勧告（平均△0.23%）を実施、さらに7.8%まで国家公務員の給与削減を深掘りする。
  - ② 「関連四法案」については、審議入りと合意形成に向けての環境整備をはかる。
- なお、この合意に基づき、三党により共同提案された「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案」は、2月23日に衆議院本会議、同月29日に参議院本会議において可決・成立した。

一方、2012年3月6日、藤村内閣官房長官は、「政府としては、労使合意が極めて重たいものであるという認識のもと、理解を得るよう努める」との見解を公務員労働組合連絡会及び公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）に対し明らかにした。

以上の国家公務員の給与改定と臨時特例措置に係る経過は、前述した政府自らが自律的労使関係制度（人事院勧告制度の廃止と協約締結権の回復）を先取ることを表明した交渉における国家公務員給与の削減に係る労使合意（前記片山総務大臣見解）が果たされず、極めて残念なものとなった。しかし、衆参で多数派が異なる複雑な政治状況のもと、何よ

り遅れている東日本大震災の復旧・復興の財源として一刻も早く措置することを最優先とする決着として受けとめざるを得ない。なお、労使合意において一体的解決をはかるとした国家公務員制度改革関連4法案について、国家公務員給与の削減が2012年4月から実施されているにもかかわらず、今日なお未決着であることを強く喚起する。

## 2. 国家公務員制度改革関連4法案について

政府と連合及び公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）との間における誠実かつ有意義な協議を踏まえ、2011年6月3日に閣議決定・国会提出が行われた国家公務員制度改革関連4法案は、約1年が経過した2012年6月1日、自民党欠席のまま開催された衆議院本会議において、漸く審議入りされた。

しかし、法案が付託された内閣委員会においては、2012年8月31日に提案が行われたものの、未だ決着に至らないことは極めて遺憾であるとともに、7次にわたる結社の自由委員会報告及び専門家委員会の報告の指摘に対する国会の姿勢が問われる問題である。

日本政府が、国家公務員制度改革関連4法案の国会審議の促進及び早期成立をはかるよう、ILOにおける格段の対応を求める。

## 3. 地方公務員の自律的労使関係制度の確立について

2011年6月2日に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が公表されて以降、総務省における関係法案等の策定作業は、5カ月超の間、まったく進展がはかられなかった。一方、民主党公務員制度改革・総人件費改革PTは、2011年11月17日、主に役員会を中心として、地方6団体（全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会）と連合・公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）の関係者における意見交換を開始した。

この会合において、2011年12月26日には総務省が「地方公務員の労働基本権に関する論点」を提示し、2012年2月3日に意見交換を行った。さらに、2012年3月21日には総務省自治行政局公務員部が「地方公務員の新たな労使関係制度の考え方について」を提示し質疑を実施した。そして、2012年5月11日には総務省が、以下を主な内容とする「地方公務員制度改革について（素案）」を提起した。

① 政府として史上はじめて消防職員の団結権の付与を明確化するとともに、協約締結権の適用を明らかにした。

② 国家公務員制度改革関連4法案の施行日に対し、さらに実施日を遅らせることとされた。

また、2012年6月18日の意見交換において、大島総務副大臣は「法案については、関係者の理解も進めないといけませんが、できるだけ早い時期に提出したいと考えている。」との立場を明らかにした。

一方、2012年8月1日に行われた第10回政府・連合トップ会談において、川端総務大臣は「引き続き、党とも連携しつつ、自治体の労使の関係者からの意見も伺いながら十分に検討を進め、法案提出に向け、できる限り早い時期に制度改革の内容の取りまとめを行ってまいりたい。」と述べた。

さらに、2012年8月6日、2013年度の連合の重点政策に関する協議において、川端総務大臣は「消防職員への団結権付与を含めた地方公務員制度改革については、総務省としての取りまとめを終えている。最大限知恵を出して、前に動かす努力をしている。」との見解を明らかにした。

以上の経過は、政府・民主党と連合及び公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）との間において、国家公務員の自律的労使関係制度の確立に向けた対応同様、誠実かつ有意義な協議が行われてきたものと認められる。しかし、未だ地方公務員の自律的労使関係制度を確立し、消防職員の団結権問題の解決をはじめとする労働基本権の回復に係る法案が、主に地方3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）等の反対により未策定となっていることは、以下のことから極めて重大な問題である。

- 民主党を中心とする政権が公務員の労働基本権問題の解決を国際的に表明した第99回 ILO総会からすでに2年余が経過している今日、国家公務員への対応に比して、消防職員の団結権をはじめとする地方公務員の労働基本権回復に関する法案提出が行われていないこと。
- 地方公務員の労使関係制度は、国家公務員の労使関係制度に係る措置と整合しなければならないこと。地方公務員についてのみ現行の労働基本権制約政策・制度を継続することは、制度的・現実的にあり得ないこと。
- 当初、政府自ら第180通常国会（2012年9月8日会期末）における提出を予定していたこと。
- 民主党公務員制度改革・総人件費改革PTにおける意見交換は6回に及び、関係者の合意を得るための対応は、十分に行われてきたこと。  
しかし、地方3団体からの意見・指摘等は、自律的労使関係制度への改革を否定するのみで、地方公務員における独自の給与削減の経過と実態が国家公務員の比ではない程に深刻であるにもかかわらず、改革は「良好な労使関係を阻害する」などと評価していること。

日本政府が、改めてILO勧告の真摯かつ誠実な受け止めを行い、消防職員の団結権問題の解決をはじめとする地方公務員の労働基本権の回復に係る法案の即時策定と速やかな成立をはかるよう、ILOにおける特段の対応を強く求める。

以 上